

四	三	二	一	行	平	省	○
發行方法	用振替等の適法	の法律項及び根拠	の法發行及び根拠	名稱及び記	条件等を次年三月とおり告示	平成二十七年三月二十日告示	財務省告示第百二十八号

務後格競債定特あ争争う札価振の以律社第年別十財六利
 大に競争市め別つ入入。へ格替適下へ債一法会四政回付
 臣行争入場る参て札札に以を機用一平、項律計号法^一國庫債券(三十一年)、昭和五十七年太郎
 がわ入札特も加、と発によ下競闘を振替式び第ニ年六十條第十三項に規定する。財務大臣
 各れ札発別の者財同行「争は受替法」等の第十四條第十二年麻生
 国るの行参にご務時「発価に日付け法」の第十五條第十一项に規定する。利付。
 債入募「加よと大にと行格付日本銀も」とい、昭和五十七年太郎
 市札入と者るに臣行い(競争して行のう)に第十四條第十二年麻生
 場でのい・発応がわう(以下「各行各れ」)としに第十五條第十一项に規定する。國債づき、大藏
 特あ決う第行募各れ。下入行とと。に第十四條第十二年麻生
 別つ定。I(限國る、「札わす」)としに第十五條第十一项に規定する。國債づき、大藏
 参てを及非下度債入価価「れ」の規則。その定。法
 加、しひ価額市札格格とる。その定。法
 者財た価格国を場で競競い入の定。法

六

イ

發

入価 札格 行札格 第参市 及入価
入価・別債行争非者 特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競Ⅱ 加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

五

口 イ

方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

つ定円千付一會五つ定う額
いに、六国項計億いにち面
て基同百債のに八て基、金
はづ法七に規関千はづ財額
、き第十つ定す六、き政で
額発四一いにる百額発法六
面行十億て基法六面行第千
金し七九はづ律十金し四四
額た条千、き第五額た条百
で利第七額発四万で利第
千付一百面行十円二付一六
九国項十金し六、千国項
百債の五額た条特八債の円
三に規万で利第別百に規

込募各当も各
み限國ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい
發別にご
行參よと
「加るに
と者發應
い・行募
う第一限
。II以度
非下額
価一を
格國定
競債め
争市る
入場も
札特の

九八

七

ハ

ロイ

ハ

ロ

振額最

払

替	低行争非者特国行争非者特国入価込	行争非者特国行争非者特国
額	入価・別債入価・別債札格金	入価・別債入価・別債
面	札格第参市札格第参市発競金	札格第参市札格第参市
位	発競II加場発競I加場行争額	発競II加場発競I加場

額の振	五	九	五	六	でた条特	でた条特十
の記替	万	百	百	千	九利第別	五利第別八
整載法	円	九	七	四	百付一會	百付一會億
数又の		十	十	百	九国項計	八国項計千
倍は規		億	八	二	十債のに	十債のに六
の記定		九	億	億	三に規関	億に規関百
金録に		千	七	五	億つ定す	円つ定す二
額はよ		百	千	千	円いにる	いにる十
に、る		四	八	九	て基法	て基法万
よ最振		十	百	百	、づ律	、づ律円
る低替		七	二	六	額き第	額き第
も額口		万	十	十	面發四	面發四
の面座		円	万	万	金行十	金行十
と金簿			円	円	額し七	額し七

十 六 五	十 四	十 三 二	口	十 イ 一	十 十 発
償 償	後 第	初 利 入 価	・ 別 債 行 争 非 者 特 国	入 価 發	
還 還	の 二	期 札 格 第 參 市 及 入 価	・ 別 債	札 格 行 行	
金 期	利 期	利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 參 市		發 競 價	
額 限	予 以	子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場		行 争 格 日	
額 平 る い 日 每		規 下 は 期 た 期 平 年		十 額 格 十 額	平 す
面 成 利 て を 年		定 、 、 が 金 と 成 一		九 面 五 面	成 る
金 五 子 、 支 三		す 次 そ 銀 額 し 二 、		錢 金 錢 金	二 。
額 十 を そ 払 月		る 号 の 行 を 、 十 五		額 以 額	十 七
百 七 支 の 期 二		期 及 翌 休 支 次 七 パ		百 上 百	年 七
円 年 払 日 と		日 び 営 払 の 年 一		円 の 円	三
に 三 う 以 し 日		に 第 業 う 算 九 セ		に そ に	月 二
つ 月 。 前 、 及		つ 十 日 。 式 月 ン		つ れ つ	十
き 二 六 各 び		い 五 に た に 二 ト		ぞ き	
百 十 月 支 び		て 号 支 当 だ よ 十		九 九	
円 日 間 払 九		同 に 払 た し り 日		十 の	
に 期 月		じ お う る 、 算 を		九 応 九	
属 に 二		。 い へ と 支 出 支		円 円	
す お 十		て 以 き 払 し 払		七 價 四	
	$\frac{額面金額 \times 1.5}{100 \times 2 - 1}$				

十
九
八
七

払者入払元
込札場利
期參所金
日加支

平財日本
成務銀行
二十大臣
十七から
年三月通知
三十日を受け
日者